

広島県知事様

広島県個人情報保護審議会  
会長 横藤田 誠



広島県個人情報保護条例の基本的事項に関する取扱いについて（答申）

平成31年1月10日付け健総第589号で諮問の広島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第5条第2項第3号の規定に基づく「収集を制限する個人情報の例外的な収集」及び同条第3項第7号の規定に基づく「個人情報の本人以外からの収集」については、別紙のとおり答申します。

なお、実施機関においては、当答申の運用に当たり、次の点に留意し、個人の権利利益の保護が十分に図られるよう配慮してください。

#### 1 留意事項

- (1) 「収集を制限する個人情報の例外的な収集」については、取扱いに特に配慮を要する個人情報の収集を事務の執行上必要不可欠なものとして例外的に認めるものであり、また、「個人情報の本人以外からの収集」については、個人情報の収集元について本人収集を原則とするところ、例外的に本人以外からの収集を認めるものであることから、それらの収集、管理、利用又は提供のいずれの場合においても、その取扱根拠が正当であることを慎重に確認し、適正な取扱いを行うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するに当たっては、個人情報の不適切な取扱いが生じることがないように、委託先に対して個人情報の厳重な管理等の必要な措置を講じさせること。
- (3) 実施機関は、個人情報の提供元に対し、当該提供元が収集する個人情報を実施機関に提供している旨周知するよう協力を求めるとともに、実施機関においても、ホームページ等により、提供元から収集する個人情報を事務の執行上活用している旨周知すること。

なお、広島県医療・介護・保健情報総合分析システムに関する事務に関しては、医療機関等に対しても、患者等（本人）の個人情報が、保険者等を通じて、実施機関に提供されている旨周知するよう協力を求めること。

- (4) 個人情報保護制度の適正な運用を図るため、当答申の内容について、職員及び関係者に周知するとともに、個人情報保護に係る意識啓発に一層努めること。

2 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 31 年 1 月 10 日	諮問を受けた。
平成 31 年 1 月 31 日 (第 1 回審議会)	諮問の審議を行った。

3 広島県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
岩 下 智 伸	広島県議会議員	県議会の議員
谷 村 武 士	広島県商工会議所連合会幹事長	事業者を代表する者
藤 岡 達 麻	弁護士	学識経験を有する者
前 田 香 織	広島市立大学大学院情報科学研究科 教授	学識経験を有する者
森 永 康 子	広島大学大学院教育学研究科教授	学識経験を有する者
横 藤 田 誠 (会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授	学識経験を有する者

○収集を制限する個人情報の例外的な収集

1 基幹病院等連携強化実行会議事務局業務

事務の概要	平成 28 年度に締結した協定に基づき、基幹病院等が連携して広島都市圏におけるより質の高い効率的・効果的な医療提供体制の構築を進める。										
収集する個人情報	① 人種	② 信条	③ 社会的 身分	④ 病歴	⑤ 犯罪の 経歴	⑥ 犯罪 被害	⑦ 障害	⑧ 健康 診断 結果	⑨ 医師の 指導等	⑩ 刑事 事件	⑪ 少年 保護 事件
収集する理由 又は必要性	各基幹病院等の特徴を踏まえた検討を行う必要があるため、当該基幹病院等における患者の診療内容等の個人情報を収集する必要がある。										

2 広島県医療・介護・保健情報総合分析システムに関する事務

事務の概要	平成 25 年度に締結した「医療・介護・保健情報等の活用による健康づくりの推進に向けた連携協力協定」に基づき、医療・介護・特定健康診査等の情報の調査及び分析を行う。										
収集する個人情報	① 人種	② 信条	③ 社会的 身分	④ 病歴	⑤ 犯罪の 経歴	⑥ 犯罪 被害	⑦ 障害	⑧ 健康 診断 結果	⑨ 医師の 指導等	⑩ 刑事 事件	⑪ 少年 保護 事件
収集する理由 又は必要性	法令において、都道府県が定めることとされている「医療計画」、「医療費適正化計画」、「老人福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」等の策定に当たり、エビデンスに基づく実効性のある計画とするとともに、当該計画に基づき効果的な取組を実践するため、医療レセプト、介護レセプト及び特定健診結果等データを収集する必要がある。										

○個人情報の本人以外からの収集

1 基幹病院等連携強化実行会議事務局業務

類 型	平成 28 年度に締結した協定に基づき、基幹病院等が連携して広島都市圏におけるより質の高い効率的・効果的な医療提供体制の構築を進めるに当たって、基幹病院等（本人以外）から、本人に関する診療データに関する個人情報を収集する場合
本人以外から 収集する理由 又は必要性	収集する診療データは、各医療機関で疾患名、治療方法や診察料等を判断し作成するデータであり、本人（患者個人）に提供することが想定されているものではなく、当該データを本人から収集することは、収集方法の効率性や妥当性の観点から適当ではないため。

2 広島県医療・介護・保健情報総合分析システムに関する事務

類 型	エビデンスに基づく効果的かつ効率的な医療・介護・保健施策の実施に当たって、広島県国民健康保険団体連合会及び全国健康保険協会広島支部から本人に関する診療情報等個人情報を収集する場合
本人以外から 収集する理由 又は必要性	収集するデータは、診療報酬明細書及び特定健診の結果等を、医療機関等が作成し保険者に提出するものであり、通常患者等（本人）が保有しているものではないことから、当該データを本人から収集することは、収集方法の効率性や妥当性の観点から適当ではないため。